

高槻市主任技術者及び現場代理人の兼任配置と常駐義務の緩和基準

令和5年1月1日適用

この基準は、令和5年1月1日以降に高槻市が発注する建設工事（水道部を含む）において、主任技術者及び現場代理人の兼任配置と常駐義務の緩和措置について、次のとおりとします。

○主任技術者及び現場代理人の兼任配置と常駐義務の緩和基準一覧表 （1件あたり）

予定価格	主任技術者	現場代理人
3,000万円未満	兼任可	兼任可
3,000万円以上	専任	専任・常駐

○主任技術者の配置について

（1）兼任対象工事

兼任とは、当該工事の他の職務もしくは他の工事現場に係る職務を兼ねて従事することをいいます。

①工事の対象金額

予定価格3,000万円未満

②第1希望登録業種のみを対象とします。第2希望登録業種及び登録業種の制限を付さない案件については、専任配置となります。

③主任技術者の配置条件

ア 主任技術者の兼任できる件数については2件までです。

イ 受注者が請け負っている専任配置を必要とする工事の主任技術者として配置されている者であってはけません。

ウ 同工事の現場代理人を兼任することができます。

④契約締結後の取扱い

変更契約により請負金額が増額となり、法令で定める専任を要する額を超えた場合は、専任で配置するものとします。

（2）専任対象工事

専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務のみに従事することをいいます。

①工事の対象金額

予定価格3,000万円以上

②主任技術者の配置条件

ア 別工事の主任技術者として配置されている者であってはけません。

イ 同工事の現場代理人を兼任することができます。

③契約締結後の取扱い

変更契約により請負金額が減額となった場合についても、専任で配置するものとします。

○現場代理人の配置について

高槻市では、予定価格3,000万円未満の建設工事については兼任配置を認めます。また、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難でなく、監督員と常に携帯電話等で連絡がとれる場合は常駐義務を緩和します。なお、予定価格3,000万円以上の建設工事について、これまでどおり現場代理人の専任配置（現場常駐）を求めています。

現場代理人の配置条件

- ア 現場代理人の兼任できる件数については2件までです。
- イ 現場代理人は、予定価格3,000万円未満の建設工事について兼任を認めますが、各々の工事に連絡員を現場常駐させ、常時連絡がとれるようにしなければなりません。常駐させる連絡員は、下請負する業者の職長等でも可能とします。（工事の内容を把握していること）
- ウ 受注者が請け負っている専任配置を必要とする工事の主任技術者として配置されている者であってはけません。

○主任技術者及び現場代理人の兼任届について

他の工事と兼任する場合は、契約締結時に契約検査課（水道部案件については、水道部総務企画課）に兼任届を提出して下さい。なお、配置予定主任技術者及び現場代理人の届出は、これまでどおり契約締結後に工事担当課に届け出てください。

また、主任技術者及び現場代理人の変更については、配置予定主任技術者及び現場代理人を届け出た後は、退職等のやむを得ない事由以外での変更はできません。

※参考

○建設業法で必要とする技術者

1. 営業所専任技術者

「営業所の専任技術者」とは建設業法第7条第2号及び第15条第2号の規定により、建設業の許可を受けようとする建設業ごとに、一定の要件を満たす技術者を営業所ごとに専任で置かなければならないとされている技術者のことです。「営業所の専任技術者」は、請負契約の締結にあたり技術的なサポート（工法の検討、発注者への技術的な説明、見積等）を行うことがその職務となっていますので、所属営業所に常勤していることが原則となっています。例外的に、対象工事の技術者としての職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事場所と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にある場合は現場の技術者となることができます。

2. 建設工事の工事現場に配置すべき技術者等（監理技術者、主任技術者）

請け負った建設工事を施工する工事現場には、当該工事について一定の資格を有する技術者等の配置が必要です。発注案件ごとに配置技術者の資格等の条件を付していますので、条件に合った技術者等を配置しなければなりません。また、技術者等は受注者と直接かつ恒常的雇用関係にあることが必要で、在籍出向者、派遣社員、工事期間のみの短期社員等の配置は認められません。

【入札の申し込みのあった日】

制限付き一般競争入札	=	入札締切日
指名競争入札	=	入札の執行日
随意契約	=	見積書の提出日